平成２１年（フ）第５３３号
熊本市保田窪２丁目12番23号
債務者　有限会社アップル熊本
代表者代表取締役　大石　國雄
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　誠司
4　破産債権の届出期間　平成21年７月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月９日午前10時
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２９０号
静岡県浜松市西区伊左地町2539番地
債務者　増田鉱業株式会社
代表者代表取締役　和出　善広
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　孝裕
4　破産債権の届出期間　平成21年７月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月20日午後１時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５３号
山形県鶴岡市稲生２丁目40番１号
債務者　本間組有限会社
代表者代表取締役　本間　正夫
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　諸橋　哲郎
4　破産債権の届出期間　平成21年７月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月28日午後２時30分
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１８０号
埼玉県三郷市戸ケ崎２丁目64番地16
債務者　有限会社古橋興業
代表者取締役　古橋　庄輔
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳　　重雄
4　破産債権の届出期間　平成21年８月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月16日午前10時30分
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２２３号
埼玉県八潮市大字浮塚427番地１
債務者　有限会社星野設備工業
代表者代表取締役　星野　根徳
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳　　隆彦
4　破産債権の届出期間　平成21年８月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月18日午前11時30分
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３３１号
愛媛県伊予市市場986番地１
債務者　大喜機械工業有限会社
代表者代表取締役　大野　房雄
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　　潔
4　破産債権の届出期間　平成21年８月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月18日午前10時
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１３６号
滋賀県彦根市田附町905番地
債務者　有限会社ビワコネオン広告社
代表者代表取締役　柴田　四郎
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　達生
4　破産債権の届出期間　平成21年８月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月５日午前11時
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第５５号
熊本県八代市通町６番16号
債務者　有限会社　西駐車場
代表者代表取締役　西　　圭一
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　宏之
4　破産債権の届出期間　平成21年８月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月25日午前10時
熊本地方裁判所八代支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第９１号
青森県八戸市諏訪２丁目５番16号
債務者　梅本　敦子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第９９号
青森県三戸郡三戸町大字貝守字南大平21番地、前住所青森県三戸郡三戸町大字貝守字南大平22番地
債務者　大平　正友
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１０２号
青森県八戸市大字新井田字石動木平18番地３清水住宅Ａ号
債務者　田村　貴幸
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１０５号
青森県八戸市八太郎３丁目13番２号
債務者　田村　　聡
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１２３号
青森県八戸市高州１丁目２番３号
債務者　宮崎　次夫
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１３４号
青森県八戸市大字湊町字ホロキ長根22番地11
債務者　山下ツナ子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１３８号
青森県三戸郡三戸町大字袴田字上屋敷41番地１、前住所青森県三戸郡三戸町大字川守田字関根25番地
債務者　工藤　彰子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第６９６号
埼玉県新座市西堀１丁目７番５号、旧住所埼玉県新座市新堀２丁目８番39号
債務者　狩野　敏明
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係